

東日本大震災に係る代替償却資産の課税標準の特例適用申請について

北上市

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、令和6年3月31日までの間に当該滅失し、損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又は当該損壊した償却資産を改良した場合、当該取得された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置（代替資産特例）が講じられています。（地方税法附則第56条の12）

この課税標準の特例措置の適用を申請する場合は、次により書類を作成のうえ提出してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者。

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替資産）

- ① 東日本大震災の被災により滅失し又は、損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）の代わりとして取得した資産。（原則として被災資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であるもので、代替資産であると市長が認めるものに限ります。）
- ② 東日本大震災の被災により、被災資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

(2) 取得の制限

平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に取得されたもの

(3) 特例率

取得の翌年度から4年度分を、課税標準額を2分の1に軽減します。（地方税法の他の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

II 提出要領

1 提出書類

特例適用の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 東日本大震災に係る代替償却資産の課税標準の特例適用申請書
- (2) 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表
- (3) り災証明書又は、該当資産が被災したことの確認できる写真、書類等。

(4) マイナンバー制度の制定に伴う必要書類(詳しくは申請書をご覧ください)

(5) その他

代替資産の取得者が、被災資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

(ア) 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）

(イ) 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記事項証明書・登記簿謄本の写し等）

(ウ) 代理人申請の場合：委任状及び代理人の本人確認書類

2 提出先

北上市役所 資産税課 家屋評価係 電話 0197-72-8212

Ⅲ 記載要領

1 「東日本大震災に係る代替償却資産の課税標準の特例適用申請書」

(1) 申請者住所

申請者の住所を記入してください。

(2) 申請者氏名

申請者の氏名を記入し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入し、社印及び代表者印を押印してください。

(3) 「1 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）・資産所在地」欄に必要事項を記入してください。

(4) 「2 代替資産の種類別内訳」欄に「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼代替資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記入してください。

2 「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書兼代替資産対照表」

(1) 被災資産（課税台帳登録資産）及び代替資産

① 所有者名

被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記入してください。

② 資産の種類

被災資産及び代替資産それぞれの資産の種類を記入してください。

③ 資産番号

被災資産側の欄には、被災資産所在地の市町村の償却資産台帳に登録されている資産番号を記入してください。

④ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災資産及び代替資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記入してください。

(2) 証明欄

被災した資産の代替資産を他の市町村において取得し、特例申請をする場合は、当該被災資産が申告されていた市町村長の証明（課税台帳登録事項証明）を受ける必要があります。（本市で被災した資産について、本市でその代替資産を取得した場合には、課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。）